

都市再生整備計画(第6回変更)

赤羽根地区

愛知県 田原市

平成22年3月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	愛知県	市町村名	田原市	地区名	赤羽根地区	面積	270 ha
計画期間	平成 18 年度 ~ 平成 22 年度	交付期間	平成 18 年度 ~ 平成 22 年度				

目標

大目標 : 住民が、安心して暮らして楽しい笑顔のある街づくりの推進。
 目標 : 自然環境と共生した、災害に強い街づくりを進める。
 交流空間を持つ郊外型街づくりを推進する。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

田原市は、平成15年8月20日、旧田原町と旧赤羽根町が合併により田原市が誕生し、平成17年10月1日には旧渥美町とも合併により渥美半島が一つとなった新たな田原市が誕生した。人口約65,500人、面積188.6平方キロの新市である。赤羽根地区は、旧赤羽根町の中心市街地として、市街化区域と調整区域にまたがる人口2,563人、713世帯の住宅地区と田園地区が共存している地区である。この地区の南側には太平洋を望み、近年は多くのサーファーが波を求めて訪れ、全国有数のサーフィン場でのハイクラスの世界サーフィン大会が開催されている町として有名である。また、自然海岸の砂浜は、アカウミガメの産卵場として、住民の保護活動の中で守られ、市民、観光客の憩いやレクリエーションの場として親しまれている。この地域では、「赤羽根海岸整備基本構想」(平成3年度赤羽根町)及び「赤羽根漁港海岸基本計画報告書」(平成6年度愛知県)に整備計画が示され、愛知県を事業主体に海岸公園の基礎となる緩傾斜護岸の整備を平成5年から平成10年度の整備を終え、海岸公園整備に平成11年度から平成19年度にかけて整備が進められている。また、市事業としては、公園のアクセス道路やサイクリングロードの整備が進められている。そこで田原市では、新市建設計画を進める中で、この地区を自然環境との共生や環境安全を行いながら、地域資源を活用し、今後の市民の憩いの場や観光振興及び産業振興の拠点として整備していくにあたって、最終的な目標を市街地ゾーンの活性化とする「田原市赤羽根海岸整備基本計画」を平成15年度、平成16年度で作成しております。基本方針は、国の「観光立国行動計画」に基づく整備を推進していくこととして、この地区の整備テーマは、「自然と共存する海岸リゾート&ビレッジ」としています。又、この地域を3つのゾーンを設けて、基補方針を定めており、海岸ゾーンは、「海岸保全と海岸利用のルールづくり」、市街地ゾーンは、「海を感じられる町としての景観形成」、及び、拠点施設ゾーンは、「海岸の両翼を担う観光交流空間づくり」としています。平成17年度には、実施に向けての「田原市赤羽根海岸整備基本設計」を進めています。

課題

赤羽根地区市街地ゾーンは、市街化区域70haと、その背後地に農用地区域等が指定されている。全体に市街地の整備水準は低く、地域住民の高齢化が進むなか、国道42号には歩道が整備されつつあるが、集落内の道路は狭く、歩道や休息施設がなく、歩行者や車両の通行にとって危険な状態である。また、近年の東海・東南海連動型地震の発生が危惧されて、市街地区域内道路は、防災上無防備状態であるとなっている。又、観光客が減少するなかで、サーファーを中心とした若者は、多く訪れておりますが商業地域における商業施設の立地は少なく、観光客の受け入れ体制ができていない。このために、平成15年8月に市街化区域の両側の市街化調整区域に観光資源の有効活用できる区域を設定して、受け入れや利便性を図る態勢づくりを行っている。市街化区域内整備については、近年各地で多発する地震等の自然災害の発生から、住民の防災対策へのニーズは高まっており、地域住民の合意の下の計画的な整備が求められている。

将来ビジョン(中長期)

住民参加型の市街地再生計画による整備計画を作成し、自然環境を活かし、自然環境と共生した街づくり(住まいづくり)を行う。
 自然環境を保全しつつ拠点整備を進め、地域活性化を行う。

目標を定量化する指標

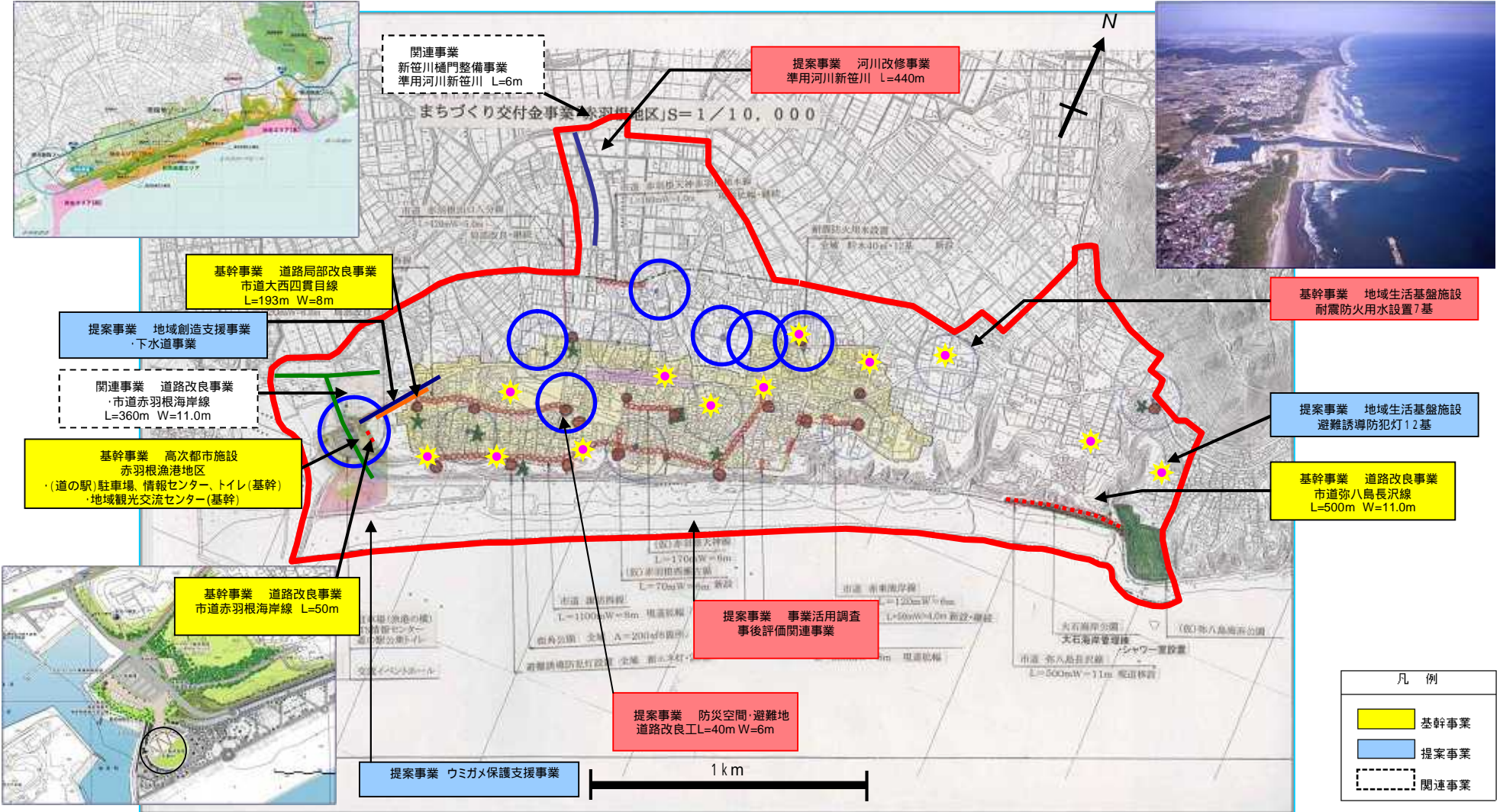
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値		
				基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
市街化区域内道路の整備率	%	市街化区域内幅員4m以上の市道の整備率	災害時等の救急及び避難に支障をきたす恐れのある幅員4m未満の狭隘市道を幅員4m以上に整備を行い、住民の生命を守る。	35.56%	50%	15	22
入込み観光客数	人/年	赤羽根地域への観光客の入込み数	減少する観光客に地区の魅力高め、来訪する観光客との交流を通じて、地域の活性化を図る。	22万人	30万人	14	22
市街化区域再生検討会参加者数	人/回	住民指導型の地域再生検討会の参加者延べ人数	道路整備・防災対策等に対する住民参加型の整備を行う。	0	400人	15	22
災害に強いまちづくり満足度	%	赤羽根地域の災害に関するまちづくり満足度	赤羽根地域の災害に関する市民意識調査結果を踏まえ防災基盤の整備を行い、安心して安全なまちづくりを図る。	59.4%	65.2%	18	22

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>・安心して暮らし続けることのできる居住空間の形成 災害に強く、かつ共同の空間の街 地域住民が安心して暮らすため、市街化区域内道路を中心に整備を行い、緊急避難路の確保や緊急一時避難所や防災機能を持った街角拠点を整備を行いながら、平時は住民の憩いの場としたミニ広場を整備する。 市街化区域内道路の幅員4m以上の整備状況が16,041mの内5,864mで35.56%と低く、このために、災害発生時における復旧活動はもとより、平時の生活においての生活活動に支障をきたしている。このことから、基幹道路整備を軸に幅員4m未満の狭隘道の解消を行う。</p>	<p>道路整備 地域生活基盤施設整備</p>
<p>・自然豊かな環境の中で、訪れる観光客やサーファーに地域の魅力を提供するための道の駅や物産センターなどの拠点整備を推進し、自然と共生する街づくりを住民参加型での整備を行い、都市との交流空間を備えた地域を目指す。</p>	<p>高次都市施設整備 まちづくり活動推進事業</p>
<p>その他</p>	
<p>平成3年度赤羽根町にて「赤羽根海岸整備基本構想」を策定する。 平成3年度赤羽根海岸線を始め「リゾートサイクリングネットワーク事業」の採択を旧建設省の採択を受け、サイクリングロードの整備を行う。 平成5年度から愛知県が赤羽根漁港海岸環境整備事業(海浜公園)の基礎となる緩傾斜護岸整備事業に着手する。 平成6年度愛知県が「赤羽根漁港海岸基本計画報告書」を策定する。 平成10年度から赤羽根漁港海岸環境整備事業に愛知県が着手する。 平成15年度から海岸公園アクセス道路整備事業に赤羽根町が着手する。 平成15年8月1日赤羽根市街化区域両側を都市計画法34条2項の観光資源の有効活用地域としての指定を受ける。平成15年8月20日田原町と赤羽根町が合併し田原市となる。 平成15年度・平成16年度新市建設計画を受け、「田原市赤羽根海岸整備基本計画」を策定する。</p>	

赤羽根地区(愛知県田原市) 整備方針概要図

目標	・郊外型街づくり	代表的な指標	市街化区域内道路の整備率	(%)	35.56%	(15年度)	50.00%
	・自然共生街づくり		入込み観光客数	(人)	22万人	(14年度)	30万人
	・災害に強い街づくり		市街化区域再生検討会参加者数	(人/回)	0名	(15年度)	400名
			災害に強いまちづくり満足度	(%)	59.40%	(18年度)	65.20%



備考 - 留意する事項・誤表記等

「都市再生整備計画(第6回変更)」と「事後評価シート原案」について、以下の点について留意する事項及び「都市再生整備計画(第6回変更)」の誤表記箇所がありますので、注意願います。

留意する事項・誤表記等	
指標1 市街化区域内 道路の整備率	<ul style="list-style-type: none">・整備率は、都市再生整備計画事業区域全体を対象としたものであり、一部市街化調整区域も含んだ数値。・従前値の数値(35.56)は、「36.56」の誤り。
指標3 市街化区域再生 検討会参加者数	<ul style="list-style-type: none">・再生検討会は、都市再生整備計画事業区域全体を対象としたものであり、市街化調整区域の参加住民も含んだ数値。・評価値は累計参加者数であるため、単位は「人/年」ではなく「人」の誤り。